

第2章 『次の内閣』の活動

10 厚生労働

厚生労働部門は、社会保障のあるべき姿について安倍政権との論戦に挑むとともに、問題のある閣法と厳しく対峙した。その結果、193回通常国会へ提出された閣法66法案のうち、厚生労働委員会付託の3法案のみが不成立に終わった。また、厚労部門は働き方に関する議員立法の立案等に取り組んだ。

年金の給付抑制強化を厳しく批判

192回臨時国会では、政府が2016年の190回通常国会に提出した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」が審議された。民進党は年金の給付抑制を強化する規定について、国民生活を脅かすものと厳しく批判したが、同法案は成立した(詳細 p.43)。

無年金者の迅速な救済を求める

年金受給に必要な保険料支払い期間を25年から10年に短縮することは、民主党政権下の法改正で消費税率10%引き上げ時に実施することが決まっていた。しかし、アベノミクスの失敗で消費税率引き上げが2019年10月に延期され、短縮措置も先送りされる懸念があった。

政府は192回臨時国会に短縮措置の施行期日を前倒しする「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を提出したが、施行期日を消費税率引き上げ延期前の方針よりも4ヶ月遅い2017年8月としていた。民進党は無年金者の早期救済のため、延期前の方針通り、施行期日を2017年4月にする修

正案を提出した。修正案は与党等の反対によって否決されたが、無年金者救済のため、民進党は同法案に賛成し、成立させた。

わが国の異常な働き方を改める

民進党は、労働時間の延長の上限規制等を盛り込んだ法案を190回通常国会に提出するなど、わが国の異常な働き方を根本的に改善する取り組みをリードしてきた。192回臨時国会では、大手広告代理店の新入社員の過労自殺が労災認定されていたことが明らかとなった。民進党は事態を重く受け止め、2016年11月15日、提出済みの議員立法に違法な時間外労働への罰則強化を追加した「労働基準法の一部を改正する法律案」(長時間労働規制法案)を野党4党共同で衆議院に提出したが、継続審議となった。さらに厚労部門では、この新入社員の過労自殺の要因の一つといわれるパワハラへの対処等、9つのテーマで法案の立案等に取り組んでいる。

難治性がん、希少がんに関する研究を後押し

2006年に「がん対策基本法」が制定されてから10年が経ち、がん罹患したことによる離職、いわゆる「がん離職」等、新たな課題が顕在化している。このため、同法を総合的に見直す議員立法「がん対策基本法の一部を改正する法律案」が192回臨時国会において、参議院厚生労働委員長提案で成立した。民進党の提案で、治癒が特に困難な難治性がん、患者の少ない希少がんの研究促進に必要な配慮を行う規定やがん教育を学校教育のみならず社会教育としても推進する文言が追加された。「がん対策基本法」は民主党が

生み、民進党が育てている議員立法である。

「介護離職ゼロ」との矛盾を追及

政府は193回通常国会に、介護サービスの利用者負担割合を拙速に2割から3割に引き上げる「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を提出した。民進党は2017年3月22日、「将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確保等のための介護保険法等の一部を改正する法律案」、「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」（介護崩壊防止法案）を提出するとともに、負担割合の引き上げで、介護サービスの利用を控え、介護のために仕事を辞める人が増えかねない等、閣法の問題点を追及した（詳細 p.39）。しかし、議員立法は否決され、閣法が成立した。

精神保健福祉法改正案の廃案を目指して

2016年7月、障害者施設で46人が殺傷される痛ましい事件が起きた。犯行と精神障害との関係は裁判で争われることになっているにもかかわらず、政府は「事件の犯人は措置入院歴がある精神障がい者」と決めつけ、入院措置解除後のフォローを都道府県に義務付ける「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案」を193回通常国会に提出した。

同法案は、原則として措置入院中に措置入院者の退院後支援計画の作成を自治体に義務付けており、計画ができるまで退院できず、精神科病院への囲い込みにつながるおそれがある。さらに、市町村長の同意で医療保護入院を可能とするケースの拡大も盛り込まれている。一方的な

決めつけで精神障がい者の人権を侵害するおそれのある法改正を行うことは問題であり、民進党は廃案を目指して、参議院から始まった審議で1ヶ月以上に渡り問題点を追及し続けた。その間、政府は同法案の概要資料について、事件の記述を削除することを含め5カ所を修正したが、法案そのものを修正することはなかった。

与党の強い要求で採決されることになり、民進党は仮に法案が成立しても早期に抜本的な見直しが行われるよう修正を求めた。その結果、与党は民進党の提案を受け入れ、①法律の見直し期限を法施行後「5年以内」から「3年を目途」に前倒し、②「必要があると認めるときは」との文言を削除し、政府が必ず措置を講ずる等の修正案が可決された。しかし法案の問題点が改善されたものではないため、民進党は修正案には賛成したが、法案本体には反対した。同法案は参議院で修正議決されたが、衆議院で継続審議となった。民進党は引き続き、同法案の廃案へ向けて全力で取り組んでいく。

ホームレスの自立支援を着実に推進

2002年に時限立法として成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、ホームレスの自立支援に関する計画等が策定されてきた。2012年に期限を5年延長したが、依然として約5,500人のホームレスが確認されている。このため、民進党も中心的役割を果たし、期限をさらに10年延長する議員立法「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を193回通常国会において、衆議院厚生労働委員長提案で成立させた。